

判決年月日	平成21年3月11日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成20年（行ケ）第10064号		
○発明の進歩性の判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

1 本件は，原告の有する名称を「工作機械の主軸装置」とする特許の請求項 1 に係る発明（本件発明）について，被告が無効審判請求をしたところ，特許庁が，引用発明及び周知事項に基づいて当業者が容易に発明することができたものであるとして無効とすべきとの審決をしたため，原告が，同審決の取消しを求めた事案である。

争点は，本件発明についての，独国公開第 4 2 0 0 8 0 8 号公報（甲 2。これに記載された発明を「甲 2 発明」という。）との関係での進歩性の有無である。

2 本判決は，以下のとおり，甲 2 発明をもって本件発明に進歩性がないとすることはできないとし，本件発明の特許を無効とした審決を取り消すべきものとした。

「本件発明は，内側の液体用供給路を形成する供給管及びその先端部に設けられた液体供給孔が主軸と本体に回転するように構成し，これによって液体供給孔から供給された液体が遠心力で外方に噴出して微細化することとなり，さらに，気体がこの液体供給孔の外周囲に設けられた狭窄部を経て噴出されることにより，液体と気体が激しく攪拌混合してミストを発生するようにしたもので，このようにして発生したミストは，工具ホルダ及び工具内の通路を分離することなく通過して，被加工物の比較的深い箇所にも供給されるものである。そして，その結果，ミスト発生装置の設置箇所は，主軸の先端部内又は工具ホルダ内とすることが可能となっている。」，「これに対し，甲 2 発明は，本件発明と異なり，パイプ（19）をスピンドルと本体にして回転させるものではなく，また，液体供給孔の外周に狭窄部を設けて空気を噴出させて積極的に液体と気体が激しく攪拌混合してミストを発生するようにするものではなく，噴霧を切削領域に放出させるためには，パイプ（19）は，ドリル工具又はフライス工具（10）の出口（31）のすぐ上流側まで延びて配置する必要があるものである。」

「そうすると，本件発明と甲 2 発明とは，同じ工作機械の主軸装置に関する発明において，主軸装置側にミスト発生装置を設け，そのミスト発生装置は，気体と液体を同時かつ別々に供給するための 2 系統の供給路を備え，2 系統の供給路のうち内側に液体用供給路を形成する供給管を設けて切削液を液体供給孔から供給し，気体をこの液体供給孔の外周囲に設けられた供給管から供給して，液体と気体を混合してミストを発生する構成とし，発生したミストは，工具内通路を通じて切削刃近傍から噴出され，被加工物に供給されるようにした点で共通するものであるが，本件発明は，混合したミストが分散しないことを解決課題としているという点で，甲 2 発明とは異なる課題を有するものである。」，「そして，

本件発明における上記課題を解決するため，本件発明 1 のミスト発生装置の構成は，甲 2 発明のミスト発生装置の構成とは上記のとおり相違点を有することになり，その結果，ミスト発生装置の設置位置につき，甲 2 発明は工具の出口のすぐ上流側であるのに対し，本件発明は主軸の先端部又は工具ホルダ内とすることができるとの相違点を生じさせ，さ

らに， ミスト発生位置からミストを供給する加工部までの噴霧状態を保つ必要がある距離も，両者を比較すると，本件発明は長い距離であるのに対し，甲２発明は短い距離であるとの相違点を生じさせたものである。」

「このように，本件発明は，本件発明が有し，甲２発明が有しない上記課題を解決するために，ミストを発生する機構，ミスト発生装置の設置箇所及び噴霧状態を保つ距離において異なることとなったものであって，これらについては，甲２発明から容易に想到し得るものではないと認められる。」